時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
月曜日、大祭祝日の翌日并に歳末年首等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受ク

時事新報廣告料前金

	一行二付	一行二付	一行二付	一行二付
一行廿四字詰 五號活字ニテ	一日限	二日以上 六日迄	七日以上 十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	大錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

一行廿四字詰 五號活字ニテ

時事新報廣告料前金

時事新報

銅買占組合の運命如何

佛國の商人が相謀りて一の組合仲間を設け世界中の銅を一手に買占め其價を左右するの一事は目下經濟社會の一問題にして議論少なからず其顛末は曾て本紙上にも記載したる事ありしが近着の米國發覺のネーレヨン雜誌中より其組合の運命を論じたるものあり依て左に之を譯出す

佛人セクレタン及び其組合仲間が世界中の銅を一手に買占めたる事に就ては世間の議論區々にして遠からず顛覆の運に陷るべしと前書するもの多きが如し蓋し當今銅の價、頗る廉からずして之を使用するの道、未だ廣からざるが故に其産出の額は常に消費の額より超過して市に沽れざるの殘額絶えず增加するの現狀あれば世の識者がよの有樣より推論して銅買占の組合は結局破産に至るべしと論斷したる事ならん成程銅の産出額と消費額と相平均せずして市場の殘額次第に增加するは事實相違もなき事なれども右の論斷は中たるものと云ふ可らず常今有名なる經濟學者レヴ非レー氏の說よりみの殘額の增加は組合の弱點たらずして却て强味の源たるものなりと云へり其次第如何と云ふに銅の最近の産出額と其價の成行とを參考すれば最も明瞭なるべし近來銅山の發見に加ふるに採掘法の進歩したるを以て俄に其産額を增し僅々十五年間に二倍の多きを見るに至れり勿論その消費額も之よ隨て增したる事なれども其增加は産出の多きが如くならずして二年前銅の價、非常よ低廉なりし時よりすら消費額よ比して産出額の多かりし事は年々五萬噸よ近かりしと云ふ其節倫敦市場の價は智利産のものにて一噸四十磅前後即ち一斤の價九仙内外までよ低下し此價にては到底引合はざるを以て大抵の銅山は成るべき丈け手を縮め中よは全く廢業したるものもありし程の次第なり而して彼の組合仲間は恰も此折を以て事を始め最廉の價を以て市場よ殘留せる五萬噸の銅を一手に買占め之と同時よ世界中の重立たる銅山の所有主と爾後三年間相應の高價を以て産額買入の事を約し其約束よ據るときは一噸六十五磅の割合よして當時の時價を以てすれば賣主の爲に大よ利得ある如くよ見えたり組合は此方法よ由りて世界中毎年の産額五分の三を買占め殘り五分の二を産出する銅山の所有主は何れも餓力よして十分獨立の勢を有すと雖ども比ぶる者共なりしかば組合は恰も世界の銅を悉く一手に買占めたる事よて之が爲め銅の價は俄よ騰貴して一噸八十磅の價格を現はし爾後今日よ至るまで下落の色なし中には買占を企てたる者ありて組合より跡

更よ高價を以て買取りたるもあれども兎よ角よ前記の價格は歐洲一般よ普通なる姿を成すに至れり然るよ兩三年前低價の時節に於てすら消費の額は常よ産出に及ばざりしみとあれば爾來消費の多ゝる可きは無論の譯よして今組合が相手とする所の銅の産出全額を年々二十五萬噸（其中十五萬噸は組合の買占めたるものなり）とすれば年々の消費額は二十萬噸に上らず故に其價を持續せんとするには殘額を買占めて然のも永き間これを手離さゞるの覺悟なかるべからず若しも組合が最初の年よ五萬噸を買占めさるようならば約條の終り即ち三年目よは其庫中よ二十萬噸を堆積す可き勘定なり此事に就き第一の疑問は組合が左る巨額の資本を有するや否の一事なれども是れは掛念に及ばざる事なるべし何となれば此の約條よ從ふときは一噸に付き十五磅の利益を以て年々十萬噸の銅を買拂ふことを得べき筈なるが故に假令へ其代金のみを以て一噸六十五磅の割合にて五萬噸の銅を買入るゝと雖ども之を利用して十分の働をなすことを得べければなり但し三箇年の條約期限盡きたる後に組合の有樣は如何あるべきや、期限盡きて品物の價は世間の自由競爭に任するも組合の事業は能く今日の如く繼續し得べきや、組合が今日一時の利益も他日その價の下落と共よ水泡に歸せざるべきや否やの疑問に關し世間多數の論者は何れも不幸の結果を期せざるものなしと雖も實際は必ずしも所期の如くなる可しとも思はれず世界の銅の斯の如く一處に充積したるが爲め其商勢は容易に自由競爭の自然に復する能はずして銅山の所有主は約條期限の終りに至りても勢に迫られ組合には便利にして産出者及び消費者よは不都合なる約條を重ねて結ぶに至るやも圖り難し從來の成迹を以てすれば組合は既に一噸よ付き十五磅即ち總計四百五十萬磅の利益を得たるものよして今猶ほ其手元よある二十萬噸の銅は其中の五萬噸は四十磅其他は六十五磅の價にて買入れたるものなれば若しも組合が三箇年の終に至り所藏の額を一噸四十磅の割合よて賣拂ふとするも全體の上に於て猶ほ利益あるみと左表の如し

賣價	買價
五萬噸の價（一噸四十磅替にて）二百萬磅	四十五萬噸の價（一噸六十五磅替よて）二千九百二十五萬磅
四十五萬噸の價（一噸六十五磅替よて）二千四百萬磅	
五萬磅	
右合計三千百二十五萬磅	

賣價
三十萬噸の價（一噸八十磅替にて）二千四百萬磅
二十萬噸の價（一噸四十磅替よて）八百萬磅
右合計三千二百萬磅

是よ由て之を見れば組合は所藏の銅を一噸三十磅即ち一斤七仙よ賣却するも猶ほ且つ倒産よ至るが如き患なきを知るべし扨かゝる事の次第よて銅山所有主の情態は如何と云ふに從來の經驗よ據れば當今歐洲の時價ある一噸四十磅にては採掘の費勞に引合ふもの極めて稀なるが故に所有者の今後の覺悟は現に其手よ二十萬噸の銅を有し之を一噸四十磅もしくは三十磅の低價よても賣拂はんとするの勢ある組合を相手よ取り之と競爭するか或は組合の所望の通りよ新約條を結ぶか二者その一よ居らざるを得ず斯る事情なれば組合は恰も銅を左手よ握り右手よ所有主を弄して自ら好む所の約條を結ぶ可き地位を占むるも勿論なれども既に數個の銅山中よは組合と新約條を再訂しつゝあるものもありと云ふ勿論その約束の簡條の如何なるものなるやは未だ知る能はざるも兎に角よ組合は其約條を利用して爾後年々産出額の過剩を防ぎ又は其價と下落せしめて以て世間の需用を增し之と同時に組合と約條を結ばざる所の所有主よ不利を蒙らしむる事を得べし何れにしても其結末は組合をして今日よりも更に勢力を逞うして銅の産出者は常に其制を仰て利益を專にするみと能はざる可し然りと雖も此結果よも又三條の變相あるみとを忘るべからず第一よの事を行はんとするには十分の資本を要するみとなれば若しも組合にして資本よ乏しきに於ては敢よ可らざるの始末に至る可し然れども組合が其資本よ乏しきや否やは未だ知るべからざる所なり第二に所有主中には其銅脈十分にして市場に跋扈するに足るべしと信じ以て組合と競爭を始むるものなしとも云ふべからず然れども現在組合の手中に在る銅額の十分なるを見れば容易によの事ありとも思はれず且つ所有主よして眞よ之を實行せんとするには獨り組合一個のみに止まらず更に他に競爭せんとするを以て一々爭ふの覺悟あかるべからざれば旁々以て困難なりと云ふべし又第三よは銅山の新發見ありて獨立の産出額を增し組合が一手買占の手段も之が爲めに妨げらるゝに至るべしとの懸念あきにあらざれども然れども目下屈指の銅山中には差當り新發見の望あるものとてはなく其他の微力なるものに至ては恐るゝに足るものなきべからず左れば是等の所有主の爲めを謀るよ進んで組合と爭はんよりは現時の高價を利し其所得を資るの大利あるに如かざるなり以上の事情を以て考ふるときは銅買占組合の位置は世人の一般に想像する所よりは更に薄實なりと云ふ可きものなり

官報

○警察令第四號
角觝并行司俳優幾其他諸藝人ヘ鑑札下付ノ儀ハ自今廢止ス但從前下付ノ鑑札ハ本月三十一日限リ所轄警察署ヘ返納スヘシ
明治二十二年一月十八日　警視總監折田平内

○東京府令第三號
明治十九年（十月）東京府令第三十一號小學校教員學力驗定試驗細則第二條左ノ通改正ス
明治廿二年一月十八日　東京府知事男爵高崎五六

第二條　小學校教員學力驗定試驗ハ每年二回即チ四月十月ニ於テ施行スルモノトス

○神田下谷兩區市區改正費　神田區役所ヨ於て本月中に徵收すへき特別稅即ち昨年府令第七十六號市區改正費に屬する地租割金高は七千九百四十八圓八錢九厘にして此課額目安地租三萬二千九百五十二圓二十七錢一厘あり又下谷區に於て明治二十一年度特別稅地租割金高は二千三百八十二圓九十錢九厘にして此賦課額目安は地租九千八百七十九圓二十七錢三厘なり

○非職滿期　非職元內務權大書記官岡田好樹、非職元內務省五等出仕長谷川泰、非職元內務少書記官古澤經範、非職元內務權少書記官子爵河瀨貫文、非職元內務權少書記官狩野良知、非職元內務權少書記官渡邊定は去る十五日非職元領事小林端一、非職元外務權少書記官掛土子豐憲、同遠藤岩雄、同坂田諸遠、同水品梅處、同市川文吉、同大原重朝、同鈴木精忠、同鍋嶋直虎の九名は昨年十二月二十五日執も非職滿期となれり

○十州鹽田組合設立に關する特進條項　十州鹽田組合設立に關する去る明治十八年八月農商務省より兵庫縣外五縣への特達を廢止ふたる旨は本月十七日の官報に掲載せしが右特達に掲ぐる所の條項は左の如し（農商務省）

一　十州の間に於て鹽田を所有するものは總て十州鹽田組合に加入し其規約に從ふべし

一　製鹽の專業は一箇年間六箇月を限り專に其制を超るよ可らず

一　製鹽取締の儀は適宜の外其組合の會よ聚議して可伺出事

右の外其組合の會よ聚議して可伺出事

○獨逸先帝崩御　獨逸先帝崩御の報は萃文を獨逸新聞紙に掲載せしが右の大意は左の如し

○陸軍衛生會議　陸軍衛生會議は毎月中旬ならず

○九鬼圖書頭の長崎出張　九鬼圖書頭は地方美術品取調の爲め長崎へ出張

○千田、林同主幹千田年たりと

○文官普通試驗　文官普通試驗は課長安藤定明

○衛生の進歩　衛生の進歩は

○千田、林同主幹千田年たりと

○文官普通試驗　文官普通試驗は課長安藤定明

○衛生の進歩　衛生の進歩は

廣告

毎日午前八時ヨリ午後四時迄治療致候
齒科醫　京橋區弓町廿一番地　高木五三郎

命祿公債賠償抽籤執行廣告
一金二百萬圓
右大藏省告示第七號ニ據リ來ル二十五日本行ニ於テ抽籤執行候條此旨廣告ス
七分金祿公債元金

大坂の